

## 第15回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午前9時30分から10時06分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎	
	3番	高田 真盛	5番	小山 幸良	
	6番	中之藪 堅二郎	7番	寺内 秀昭	
	8番	福 富久	10番	上山 幸夫	

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊哉	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

### 4. 欠席委員

農業委員	4番	黒木 りか	9番	中島 一三
------	----	-------	----	-------

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	崎田 善昭
----	-------

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第6号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一  
農地振興係長 中峯 智恵美  
農地集積支援員 牛野 学  
総合農政課 農業政策推進担当補佐兼農業再生対策係長 小川 浩輝

## 7. 会議の概要

事務局 始めに資料の訂正をお願いします。3ページの更新分の欄、上段が1、下段がゼロになります。それから8ページ、地図の××、××の地目を「畑」から「田」に訂正願います。

事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
農業委員 議席番号4番 黒木りか委員、9番 中畠一三委員。  
農地利用最適化推進委員 崎田善昭推進委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第15回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番 上山幸夫委員、11番 牛野進一郎委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第6号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議案説明の前に、整理番号2番において7番委員が、議事参与の制限に該当します。

7番委員は退席をお願いします。

(7番委員、退席)

議長 それでは議案第1号の整理番号2番を議題にします。

それでは、事務局より議案第1号整理番号2番の説明をお願いします。  
事務局。

事務局 資料の4ページをお開きください。

議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、整理番号2番をご説明いたします。

南種子町〇〇××番地、A・62歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は、〇〇字▽▽××番ほか4筆、地目は全て田、面積は5筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は〇アール当り〇千円の年額〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。

図面は 11 ページから添付しております。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号整理番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号整理番号 2 番については、原案のとおり決定いたしました。7 番委員の入場を求めます。

(7 番委員、着席)

議長 引き続き議案第 1 号整理番号 2 番以外を議題にします。

それでは、事務局より議案第 1 号の整理番号 1 番・3 番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、先ほど説明しました整理番号 2 番を含めた農地中間管理権 3 件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の 3 ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 6 年 12 月 31 日から令和 11 年 12 月 30 日までの 5 年間で 2 件、令和 6 年 12 月 31 日から令和 16 年 12 月 30 日までの 10 年間で 1 件です。

資料は 4 ページ、内訳書です。整理番号 2 番を除く 2 件についてご説明いたします。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、C・52 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・68 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 12 筆、地目はすべて田、面積は 13 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は〇アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は 10 年の新規設定です。図面は 6 ページから添付しております。

整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、E・78 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、地目はすべて田、面積は 2 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は〇アール当り〇万円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 14 ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めま

す。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第 1 号について質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号整理番号 2 番を除く 2 件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、貸人：G、借人：H 外 1 件を議題にします。

それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局 資料 15 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、賃借権 1 件、所有権移転 1 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。貸人が、南種子町〇〇××番地 G。

借人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。

賃貸借によるもので、労力不足及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 18 ページから添付しております。

整理番号 2 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、茨城県つくば市〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 1 筆。地目はすべて畑、地積は 2 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 22 ページから添付しております。

以上 2 件につきましては、10 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番、7 番委員。

7 番委員 この土地は、5・6 年前までは G さん自身が耕作していたんですけど、

Kさんが4・5年前に2～3年耕作していたが既に返却したということで、今回Hさんが耕作することになりました。彼は経営拡大したいということで、問題はないものと思いますのでよろしくお願いします。

議長 整理番号2番については、9番委員が担当ですが、休みですので農地利用最適化推進委員のI推進委員、説明をお願いします。

I推進委員 説明します。譲渡人のIさんは現在施設に入っているということです。譲受人のJさんの妻の母親になります。現在つくば市に住んでおりますが、Lに勤めており、現在はMで時折り道払い作業をしております。年に数回打ち上げ時に来る程度ですが、畑は〇〇の宅地のそばにあり、現在もJさんが管理されているので問題はないものと思います。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：N 外1件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 26ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 N。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は田、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成20年以前です。

現況としましては、『平成20年以前から一部自動車置き場、一部原野状態となっているが、全体の3分の2以上は原野状態である。』とのことです。

整理番号2番。申請人及び所有者は、1番と同じくN。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は田、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成20年頃です。

現況としましては、『平成20年頃から隣地の土地の駐車場として利用されている。』とのことです。

参考資料は27ページからで、農地法の許可を得ないまま駐車場等として使用していたことから始末書が提出されておりますので、添付しております。

この件の内容につきましては、10月10日の現地調査において相違ない

ことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番・2 番、10 番委員。

10 番委員 　27 ページに非農地証明願、そして先ほど説明のあったとおり始末書が添付されております。

変更の許可を得ないまま隣接土地の駐車場として利用されてきました。31 ページの資料を見れば、1 番については自動車置場として利用され、2 番については、石を敷き詰められ駐車場として利用されております。始末書が添付されていますが、こちらは農地にするには適さず、本人も母も農業はできないということで貸しております。以上です。

議長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「異議なし。」の声あり）

議長 　　異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 　　議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇地内、21 筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。事務局。

事務局 　資料の 34 ページをお開きください。

議案第 4 号は農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号 1 番、台帳所有者が鹿児島県熊毛郡南種子町〇〇××番地 〇。

土地の所在は南種子町〇〇字▽▽××番、地目は畑、地積は●●㎡。ほか田が 11 筆、畑が 9 筆で、合計 21 筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として 36 ページ・37 ページに現地調査の図面を添付しております。

この 21 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、10 月 10 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

- 議 長 以上で説明が終わりました。  
これから質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第4号については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題にします。それでは、総合農政課より議案第5号の説明をお願いします。  
総合農政課補佐。
- 総合農政課補佐 お疲れ様です。総合農政課の〇〇です。よろしくお願いいたします。それでは議案第5号について、ご説明をいたします。議案第5号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料につきましては、39ページをご覧ください。今回の変更は、農用地区域からの除外の1件であります。申請者は南種子町〇〇××番地 Pで、変更しようとする土地は、〇〇字▽▽××番の1筆でございます。除外面積は〇〇アールであり、変更後の用途は一般倉庫用宅地であります。詳細につきましては添付の資料をお目通し願います。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「はい。」の声あり）
- 2番委員 これは一般倉庫用宅地とありますが、本人が使う予定なのですか。  
議 長 〇〇補佐、説明をお願いします。  
総合農政課補佐 一般倉庫用宅地となっておりますが、詳しくは申請者の方が少年団活動をしていまして、シーカヤックを収納する倉庫として使いたいとのこと。これから活動を増やしたいということで、運搬の手間を減らすためにこちらに保管したいということでした。
- 議 長 〇〇補佐、ご説明をありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、第15回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。